

若松区議事録（要旨）

番号	区	自治区会等	日付	時間	質問	回答
1	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	以前の説明会にて、（区域区分見直しの）取組の法的根拠についてHPに載せてほしいと要望していたが、未だに載っていない。	HPについては改善する。都市計画法において、指定都市については、区域区分を定めることとされている。また、都市計画運用指針において、人口密度の減少が見込まれる地域等については、市街化区域を市街化調整区域に編入させることも検討すべきと示されている。
2	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	隣接する道路が市街化調整区域になっているが、どのように定めているのか。	市街化区域と市街化調整区域の境界は地形地物をもとに定めている。境界が道路中心線であれば、道路の半分が市街化区域で、残り半分が市街化調整区域になる。
3	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	市街化区域から市街化調整区域になったら、土砂崩れがおきた際の対応や、道路の補修等の管理はやってくれるのか。	区域区分にかかわらず、道路等で市の所有する土地であれば市が管理し、個人が所有の土地であれば所有者が管理する。
4	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	（見直し候補地の修正案について）緑の部分は何を示しているのか教えてほしい。	市街化区域から市街化調整区域へ見直しを行う候補地である。
5	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	（区域区分の見直しについて）白紙撤回してほしい。	見直しの対象は大きく減ったが、コンパクトなまちづくりの実現のため、今以上に市街化を拡大せず開発を抑制していくという目的のもと、今ある課題を将来に向けて拡大させないために、白紙撤回は行わない。
6	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	道路中心線で線引きの境界線が引かれていることについて。	道路中心線で境界を決めている事例は一般的にある。
7	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	この計画を企画したのはだれか。	都市計画審議会にて区域区分の見直しの諮問をし、その後専門小委員会を立ち上げて北九州市区域区分基本方針を定め、都市計画審議会にて承認を得られた。
8	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	区域区分の見直しについて防災の観点から行っていたかと思うが、市街化調整区域を広げるべきだと考えている。土砂災害だけでなく浸水等の災害リスクについてはどう考えているのか。	水災害については台風の進路予測の精度があがり避難誘導ができると考えており、浸水想定区域は客観的評価指標としていない。避難所についても、災害リスクに応じて指定している。防災に関する情報については、防災ガイドブックの配布を行っている。防災に関する対策は市として行っていく。
9	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	区域区分見直しの修正案を見ると、土砂災害の危険のある場所も含めて当初見直しの予定だった家のほとんどが対象外になっている。防災の観点から考えているのか。周囲の反発を受けてやめた感じがする。危険な場所から安全な場所に居住誘導をする考え方はよいと思う。今回の1番の問題はそれに対する補償がないことである。	当初土砂災害警戒区域については評価の指標に取り入れ見直しの対象とした。その後多くの反対意見があり、地域のコミュニティを維持していきたいという意見を取り入れ修正を行った。防災については、市として検討すべき課題であると認識している。現地点で行っている支援については説明資料の通りである。
10	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	移住促進をしないのなら、大きな排水溝を作る等水災害を防ぐための具体的なアクションを起こしてほしい。	内水氾濫による道路の冠水等が考えられるが、内水氾濫の危険がある箇所については、今後エリアを公表する予定である。
11	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	市の方で、個人所有のかけ崩れの対策について対応していただけないのか。	擁壁工事については融資制度があるので、そういった制度を活用していただきたい。
12	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	他都市での市街化区域から市街化調整区域の見直しの事例を教えてください。	広島市で行っているが、全市的に行っている事例はこれまでにない。
13	若松	地権者説明会	R4.8.7	10:30	山間部の開発にて市が許可しなければいけないのか。	許可基準に適合するものであれば、市が開発許可を認めないということではない。
14	若松	地権者説明会	R4.8.10	10:30	災害時に一部の道路が使えなくなっても、緊急車両等が通れるようにバイパスとなる道路を残しておく必要があると思う。	市街化区域、市街化調整区域に関係なく、必要に応じて道路の整備は行っていく。災害の際にどの道を通るかどうかの避難経路については防災ガイドブックにて事前にチェックしていただくようお願いしている。
15	若松	地権者説明会	R4.8.10	10:30	かけ崩れに関してフォレストワーカーを入れるのは可能か。	専門業者に依頼することはできるが、あくまで所有者が責任を持って管理することとなる。
16	若松	地権者説明会	R4.8.10	10:30	山林を所有しているが、市街化調整区域になると税金（固定資産税）はどのように変わるのか。	一概には言えないが、市街化調整区域になると土地利用に制限がかかるため、一般的には固定資産税に関わる土地の評価額は下がる傾向にある。
17	若松	地権者説明会	R4.8.10	10:30	災害の避難地域に該当しているところで、候補地として残っているところはあるのか？その区域を示してもらうことは可能か？	残っている区域もある。今回の候補地は、災害の危険性だけで決めているのではなく、利便性や居住状況なども含め、総合的に決めている。土砂災害特別警戒区域などの避難区域は、配布されているハザードマップで確認していただくことができる。